

三、今日、款願書ニ付シ四月廿一日正午迄ニ面差スルコト

総同盟側才ニ面款願事項

一月收値七件

(一) 諸員工率價ニ割五分値止スルコト

(二) 常備工日給ニ割値止スルコト

六、退職手当判定件

(一) 勤続一ケ年未満ハ日給ニ二十五日分

(二) 一ケ年以上三ケ年未満ハ一ケ月ヲ増ス毎二日給一日分加算

(三) 三ケ年以上五ケ年未満ハ三ケ月ヲ増ス毎二日給二日分加算

(四) 五ケ年以上七ケ年未満ハ一ケ月ヲ増ス毎二日給二日分加算

(五) 七ケ年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎二日給四日分加算

六、昭和四年五月六日正午迄ニ面差スルコト

勞秘第一。四三第

昭和四年六月二十日

警視總監 宮田光雄

4. 6. 21
5475

内務大臣 望月圭介 殿

司法大臣 原嘉道 殿

社會局長 官 殿

東京地方裁判所 檢事正 殿

各廳府縣長官 殿 (北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡)

東洋モスリン株式會社 勞働爭議ニ関スル件

(第二報)